

令和2年度定期監査（第3回財務等監査）の結果に関する措置等について

（令和4年5月18日現在）

- 1 監査の期間 令和2年11月30日から令和3年2月25日まで
- 2 監査対象年度 令和2年度事務（令和2年10月31日現在）、補助金の交付事務及び委託等の契約事務については、令和元年度事務を含む。

3 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
(1) 青果市場では関連商品売場棟に市場関係者が自動販売機8台を設置しているが、設置許可の手続きがなされていない。	産業局 中央卸売市場 青果市場	指摘のあった自動販売機8台については、施設の使用指定を受けている関連商品売場棟の店舗内へ令和4年3月30日付で移設した。 (通知受理日:令和4年4月28日)	措置済
(2) 魚類市場では関連商品売場棟などに市場関係者が自動販売機16台を設置しているが、設置許可の手続きがなされていない。	産業局 中央卸売市場 魚類市場	指摘のあった自動販売機については、設置許可の手続きを進めることとしたい。なお、手続きにあたっては、これまでの経緯等もふまえ、相手方と協議したい。 (通知受理日:令和3年5月12日)	検討中
(3) 市民体育館の収納事務受託者（指定管理者）は、会計規則第32条第4項に定める会計管理者の承認を受けないまま金銭登録機により使用料を収納していた。	観光交流局 観光交流部 スポーツ課	市民体育館の収納事務については、会計管理者から、金銭登録機による使用料収納の承認を受けていなかったことから、令和3年2月10日付で申請を行い、同年2月16日で承認を受けたところである。 (通知受理日:令和3年5月12日)	措置済
(4) 収入が減少した世帯における市営住宅家賃等の減免適用期間は、鹿児島市営住宅条例施行規則第18条第3項第3号に該当する場合6月間であるが、誤って当該年度末までの11月間としているものが1件あった。	建設局 建築部 住宅課	減免申請時に、同居親族の状況確認が不十分であったことが原因である。 本指摘を受け、改めて精査を行い、入居者に説明の上減免期間を変更し、差額については完納していただいた。 今後は適正な事務処理を行うよう、令和3年2月に減免適用期間のチェックシートを作成し各職員に制度の周知徹底を行った。 (通知受理日:令和3年5月11日)	措置済

<p>(5) 令和2年4月1日の鹿児島市営住宅条例施行規則の改正により、市営住宅家賃等減免承認通知書の様式に記載されている根拠条項について第18条第7項とすべきところ、同条第4項と記載していた。</p>	<p>建設局 建築部 住宅課</p>	<p>令和2年4月1日の改正の際、様式の改正を失念していたものである。 本様式を定めた「鹿児島市営住宅家賃等の減免又は徴収猶予に関する取扱要綱」について、令和3年3月31日に所要の改正を行った。 (通知受理日：令和3年5月11日)</p>	<p>措置済</p>
---	----------------------------	---	------------

4 意見に対する見解

意見	担当局部課	見解
<p>(1) 公益財団法人鹿児島市獣医公衆衛生協会は、動物管理事務所の建物内に同協会の事務所を設け、動物管理事務所業務等委託契約の受託者として業務を実施しているが、同協会は、当該業務のほか食鳥検査業務を実施する団体でもあることから、建物使用については、財産規則に基づき使用の許可手続きを検討されたい。</p>	<p>健康福祉局 保健部 生活衛生課</p>	<p>同協会の建物使用については、令和3年3月26日付けで行政財産目的外使用許可申請書が提出され、令和3年4月1日からの使用を許可したところである。 (通知受理日：令和3年5月12日)</p>
<p>(2) 茶山ドームまつもとは、令和2年1月末の強風によりテント頂部が一部破損し、同年8月に修理されるまでの間、雨天時には施設の一部を利用できない状況であった。所管課によると対応策の検討に時間を要したとのことであるが、施設の修繕等については利用者サービスの低下を招くことのないよう、指定管理者と連携し速やかな対応を図られたい。</p>	<p>観光交流局 観光交流部 スポーツ課</p>	<p>テントが破損した後、直ぐに膜材メーカー等に相談を行ったが、対応策の検討や予算の執行状況を踏まえ、8月完了となったものである。今後は、利用者サービスの低下を招くことのないよう、指定管理者と連携し、より速やかな対応を図って参りたい。 (通知受理日：令和3年5月12日)</p>
<p>(3) 市営住宅の駐車場は、条例上、共同施設と位置付けられているが、現状は全ての駐車場について行政財産目的外使用として許可している。また、使用料についてはツインハウス南林寺住宅のみ行政財産目的外使用料を徴収し、その他は各住宅の自動車保管場所管理組合に管理を委ね、全額免除している。公営住宅の駐車場の管理については、平成8年の公営住宅法の一部改正に伴う国からの通知を踏まえ、適切な対応を図られたい。</p>	<p>建設局 建築部 住宅課</p>	<p>市営住宅の駐車場については、早急に他都市の事例等について調査を行うとともに、各住宅における管理実態の把握を行っていく。 (通知受理日：令和3年5月11日)</p>

<p>(4) 市営住宅使用料を完納した住宅福祉会（市営住宅入居者の総意に基づく組織）に対しては、鹿児島市営住宅使用料納付奨励規則に基づき報奨金を交付しており、令和元年度においては、112の住宅福祉会のうち103団体に対し11,750,225円を交付している。この制度は、市営住宅使用料納付の義務感をかん養し、併せて良好な住居環境の維持と使用料の完納を図ることを目的に昭和42年以前に開始したものであるが、制度発足から相当期間が経過していることから、社会情勢の変化等を踏まえ交付の必要性を含め見直しを検討されたい。</p>	<p>建設局 建築部 住宅課</p>	<p>住宅使用料納付奨励金は、使用料の徴収等において一定の役割を果たしてきたと考えているが、今後、他都市の事例等を調査し、適切に対応していく。 (通知受理日：令和3年5月11日)</p>
--	----------------------------	---